

# 青森県報

第二千四百十八号

平成十六年  
十二月十五日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………(税務課) ……一
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(同) ……一
- 結核予防法による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……二
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……二

### 出先機関

- 土地改良事業の工事の完了……………(北地方農林水産事務所) ……二
- 土地改良区の役員の住所変更……………(上北地方農林水産事務所) ……三
- 正 誤……………(教育庁職員福利課) ……三
- 平成十年四月一日号外第三十五号教育委員会中……………(職員福利課) ……三

## 告 示

青森県告示第七百三十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第二項の規定により、北海道知事、愛知県知事、兵庫県知事及び岡山県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第二項前段の規定により

告示する。

平成十六年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
札幌三愛石油株式会社	土橋 幸彦	北海道札幌市東区北四十二条東一四の一〇の一	平成一六・一〇・一
中部三愛石油株式会社	永松 慎一	愛知県名古屋市中天白区高宮町一〇一一	一六・二・一
岸本 憲二		兵庫県加古川市上荘町見土呂二七五	"
有限会社根木石油	根木 薫	岡山県岡山市神崎町一九六	一五・二・六

青森県告示第七百三十九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第九項の規定により、北海道知事、福島県知事、栃木県知事、埼玉県知事、東京都知事、神奈川県知事、富山県知事、長野県知事、愛知県知事、和歌山県知事、香川県知事及び大分県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十六年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 取 消 年 月 日
大津石油株式会社	大津 尚久	北海道釧路市宝町三の六	平成一六・一〇・一
福島トラック運送事業協同組合	尾形 角次	福島県福島市飯坂町平野字若狭小屋一四の六	一三・三・一
株式会社布瀬谷商店	布瀬谷 芳雄	栃木県宇都宮市明保野町五の一	一六・一〇・一

株式会社野口油店	野口 進	埼玉県蓮田市根金一五七三	一六・二・元
株式会社中村商店	中村 光雄	東京都八王子市榎原町三九七	一五・九・三〇
有限会社岡田商店	岡田 亨司	東京都八王子市小比企町五四四の一	一六・八・三三
沼田石油株式会社	沼田 昌彦	神奈川県川崎市幸区南加瀬三丁目四の九	一六・七・三三
辰巳石油株式会社	岡 義孝	神奈川県横須賀市安浦町二丁目八	一六・一・三三
大正株式会社	大西 正隆	富山県東礪波郡城端町西上五〇四	一六・八・二
株式会社木内石油	木内 洋明	長野県佐久市中込一の二八の一六	一六・一〇・一八
協同石油株式会社	石村 芳弘	愛知県豊田市陣中町二の三の一	一六・一〇・二元
佐田 登嗣		和歌山県那賀郡那賀町名手市場一三五	一六・七・三三
壺井商事株式会社	壺井 明弘	香川県高松市前田東町一七一の九	一六・二・一〇
株式会社ヒヤマオイルライン	諫山 敏也	大分県日田市大字三和四三の二	一六・九・三〇

青森県告示第七百四十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大里脳神経リハビリテーションクリニック	八戸市新井田西三丁目一五の一五	平成一六・三・一

青森県告示第七百四十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
しらと医院 おくでら薬局	南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山七の一八 むつ市新町二七の八	平成一六・三・一 一六・二・三〇

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

小泊地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月十五日

北方地方農林水産事務所長 斉 藤 剛

一 県営土地改良事業の名称

中山間地域総合整備（農道整備、ほ場整備）事業

二 工事を完了年月日

平成十六年十一月三十日

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、淋代平土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年十二月十五日

上北地方農林水産事務所長 岩 淵 肇

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理事	小比類巻石雄	旧住所 三沢市大字三沢字向平二 新住所 三沢市大字三沢字園沢二一八	平成一六・二・一

正 誤

教育庁職員福利課

発行 年月 日 発行 番号	区 分	番 号	ペ ー ジ	段	行	誤	正
平成一六・二・一 号外第三五号	教育委員会 訓令甲	第二号	五	上	二〇	証明	照明

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭